

第2回久御山町環境基本計画(久御山町地球温暖化 対策実行計画「区域施策編」含む) 策定委員会

議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月29日(月) 午後1時～2時40分
- 2 場 所 久御山町役場議会棟4階 特別会議室1・2
- 3 出席者 委 員：9名
オブザーバー：2名
事務局：6名
- 4 内 容
 - 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 報告事項
 - (1) 久御山町環境基本計画の策定に係る委託事業者の特定について
 - (2) 久御山町環境基本計画の策定に係る事業者提案内容について
 - 4 協議事項
 - (1) 久御山町環境基本条例の骨子(案)について
 - (2) 久御山町環境基本条例に関するパブリックコメントの実施について
 - 5 その他
 - 6 閉 会

議事要旨

次第 3

- 報告事項 (1) 久御山町環境基本計画の策定に係る委託事業者の特定について
(2) 久御山町環境基本計画の策定に係る事業者提案内容について

久御山町環境基本計画策定業務公募型プロポーザルに関する事項のため非公開

次第 4 協議事項

(1) 久御山町環境基本条例の骨子 (案) について【会議資料 P 3～12】

(説明概要)

- ・久御山町環境基本条例について、第 1 回久御山町環境基本計画策定委員会 (6 月 14 日開催) にて、委員の皆様からいただいたご意見をもとに条例骨子案を作成し、7 月 5 日から 7 月 26 日にかけて意見照会を実施。
- ・今回は意見紹介の内容をもとに条例骨子案を修正したものを説明。
- ・条例骨子案の修正点等は会議資料 P 4～12 のとおり赤字で記載しており、文言修正や条文を追加。
- ・その中で特に第 18 条 (環境の日の制定) については、環境に関連した日の設定を検討し、委員意見を求めた。

(主な意見・質疑応答)

(委員等)

第 4 条 (事業者の責務) について、努力規定と判断されているとのことだが、事業所として廃棄物の処理にあたっては許可事業者のマニフェストが必要になるといったルールがある。そういう点でもこれは努力義務ではなく責務ではないか。

⇒ (事務局)

本条例については、環境基本法に準拠して作成しており、法の中で事業者の責務として「努めなければならない」という記載があることから、それを引用している。あくまで本条例の中で罰則等を設けない理念条例としている。

⇒ (委員等)

環境基本法においては「責務を有する」という大きな書きぶりをしながら一方で第 2 項のように「努めなければならない」としているが、実社会の中で廃棄物を処理する場合などは廃棄物処理法などの個別の法令により細部が規定されており、罰則等も設けられている。

今回の条例については、事務局からご説明があったように理念を掲げるものであるため、一般的な条例の書きぶりはこのようなかたちになる。

⇒ (委員等)

実際には責務であるが、ここでは「努める」という柔らかい表現をしているということか。

⇒ (委員等)

そういうことである。実際のルールにおいては個別の法令が適用される。

例えば、廃棄物処理法違反をした場合、罰則の根拠法令は廃棄物処理法であり、久御山町の条例により罰則を受けるわけではない。

(委員等)

今回の修正案が最終ではなく、パブリックコメントの結果を受けてもう一度最終案の提示があるという理解でよいか。

⇒ **(事務局)**

そのとおりである。

(委員等)

条例第 18 条（環境の日の制定）についてはどうか。

(委員等)

環境の日の考え方であるが、国は 6 月 5 日を「環境の日」として環境基本法にも定めており、あわせて 6 月を環境月間としている。

また、京都府においては温暖化対策条例という府独自の条例の中で京都議定書発効日を記念して 2 月 16 日を「京都地球環境の日」に定めている。

こういった記念日が多数ある中で、形式的に定められている記念日については、国の方でも大きな整理がされている。そのため、環境の日の設定について議論するのであれば、国が設定する環境の日にあわせるのも一つの考え方であるし、一方で久御山町における独自の日として町制施行日にするのも一つの考え方である。皆様のご意見を聞きながらご検討いただければと思う。

(委員等)

確かに 10 月 1 日だと町制施行の日と重なるので、環境の意味合いが薄れるのが懸念される。

(委員等)

環境の日として決めるのであればみんなの共通認識となるような意味のある日の方が良いと思う。そういう意味では国の環境の日などのように広く知られた日の方が良いのではないか。

それと環境の日を制定して町として何かしらの取組をするのか。

⇒ **(事務局)**

環境の日については、町内で一定認知度が高い日である町制施行の日を環境の日とするよう事務局で整理をした次第である。また、環境の日については、改めて環境について再認識をしていただく日とし、何かソフト的な事業をうっていききたいと考えている。例えば現在も 10 月上旬にさわやかクリーンキャンペーンといった清掃イベントを行っているが、今後こういった取組も考えていきたい。

(委員等)

本日の委員会で日を決定しないとパブリックコメントができないのか。

⇒ **(事務局)**

本日の議論の中で決定するのであればそれに倣わせていただくが、環境の日を例示してパブリックコメントの中でお諮りすることも可能かと思う。

(委員等)

委員会としては、条例案の中で環境の日の候補日を例示し、パブリックコメントで意見を聞き、次回の委員会の中で議論をするということをお願いしたい。

(事務局)

パブリックコメントでの出し方として、環境の日の候補をいくつか例示して、特にこの部分についてはご意見をいただきたいという内容で実施したい。

(委員等)

パブリックコメントの意見が少数であった場合にどのように判断するかといった部分が懸念されるが。

(委員等)

例えば小中学校の生徒に意見を聞いてみたらどうか。子ども達の見解で決めるということではなく、環境について考える機会となれば良いと思う。

(委員等)

夏休みの少年チャレンジという事業を行っているが、小学生を通じてその父母にも環境について考えてもらうことを狙ってやっている。意識啓発に関して意味のあるものになるのではないか。

(委員等)

今回の環境基本条例と環境基本計画の位置関係を改めて教えてほしい。どちらが上位の関係となっているのか。

⇒ **(事務局)**

町の環境政策に関する基本理念、考え方を定めるものが環境基本条例となっており、この条例を基礎、土台として環境基本計画をつくっていく。

⇒ **(委員等)**

条例が定まっていないうちで環境基本計画をつくっているのはなぜか。

⇒ **(事務局)**

条例と計画を並行して進めているが、まずは12月までに条例を定める。そして、計画を策定する中で条例の考え方と整合を図っていく。

次第4 協議事項

(2) 久御山町環境基本条例に関するパブリックコメントの実施について

【会議資料P13】

(説明概要)

- ・会議資料P13により環境基本条例に関するパブリックコメントの実施について説明を行った。
- ・実施概要として、意見募集期間は令和4年9月12日(月)～10月11日(火)までの30日間とし、町産業・環境政策課をはじめ、町関連施設及び町ホームページ上で条例案の閲覧が可能となっている。
- ・パブリックコメントの結果については、次回以降の計画策定委員会で結果報告を行う予定としている。

(主な意見・質疑応答)・・・特になし

次第5 その他

(説明概要)

- ・次回の計画策定委員会は10月中旬頃の開催を予定しており、近日中に日程調整を実施することを説明。

(主な意見・質疑応答)・・・特になし

以上